

議案第 15 号
議決第 号

始良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定の件

始良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定したい。よって、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 13 日 提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（始良市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 2 始良市体育館の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第216号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項中「始良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。
第 4 条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第 5 条第 1 項及び第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 3 項中「教育委員会」を「市」に改める。
第 6 条から第11条までの規定及び第13条第 3 項中「教育委員会」を「市長」に改める。
第15条中「教育委員会」を削る。
（始良市加治木運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 3 始良市加治木運動場の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第217号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項中「始良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。
第 4 条及び第 6 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会が」を「市長が」に、「教育委員会は」を「市は」に改める。

第8条から第10条まで、第13条、第14条及び第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

(始良市大楠運動公園球技場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 始良市大楠運動公園球技場の設置及び管理に関する条例(平成22年始良市条例第218号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「(」の次に「開場日、」を加え、同条第1項を次のように改める。

球技場の開場日及び開場時間は、次の表のとおりとする。

開場日	開場時間
1月4日から5月31日まで	午前8時30分から午後5時まで
6月1日から8月31日まで	午前8時30分から午後7時まで
9月1日から9月30日まで	午前8時30分から午後6時まで
10月1日から12月28日まで	午前8時30分から午後5時まで

第3条第3項中「始良市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条及び第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会が」を「市長が」に、「教育委員会は」を「市は」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項第3号ただし書を削り、同項第4号ただし書を削る。

第11条、第12条及び第14条から第16条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会」を削る。

別表照明施設の項を削り、同表中「(照明施設を除く。)」を削る。

(始良市大楠運動公園多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 始良市大楠運動公園多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例(平成22年始良市条例第219号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「始良市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」

を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会が」を「市長が」に、「教育委員会は」を「市は」に改める。

第10条から第13条まで及び第15条から第19条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第21条中「教育委員会」を削る。

(始良市弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 6 始良市弓道場の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「始良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会が」を「市長が」に、「教育委員会は」を「市は」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条から第10条まで及び第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会」を削る。

(始良市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 7 始良市スポーツ推進審議会条例（平成27年始良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「始良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第3条第2項中「市長の意見を聴いて教育委員会」を「市長」に改め、同項第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「保健体育課」を「商工観光課」に改める。

(始良市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、附則第2項から前項までの規定による改正前の次に掲げる条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、教育委員会が行った処分その他の行為で、現に効力を有するもの又は改正前の条例の規定により教育委員会に対して行われた申請その他の行為で施行日以後に処理されることとなるものは、それぞれ附則第2項から前項までの規定による改正後の次に掲げる条例の相当規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた

申請その他の行為とみなす。

- (1) 始良市体育館の設置及び管理に関する条例
- (2) 始良市加治木運動場の設置及び管理に関する条例
- (3) 始良市大楠運動公園球技場の設置及び管理に関する条例
- (4) 始良市大楠運動公園多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例
- (5) 始良市弓道場の設置及び管理に関する条例
- (6) 始良市スポーツ推進審議会条例